

「島根県パートナーシップ宣誓制度」を利用したサービスの提供について

性の多様性を認め合い、性的指向や性自認にかかわらず、誰もが自分らしく生きることのできる社会をつくるため、島根県が令和 5 年 1 0 月 1 日から導入する「島根県パートナーシップ宣誓制度」で、パートナーシップ関係にあることを宣誓された方について、下記のとおりサービスを提供します。

記

1. 令和 5 年 1 0 月 1 日から提供するサービス内容

(1) 市営住宅の入居申込み

市営住宅の入居資格については、原則として同居親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）を有していることが規定されていますが、「島根県パートナーシップ宣誓制度」でパートナーシップ関係にあることを宣誓された方は、親族と同様な取扱いとし入居を認めます。

① 受け付け方法

入居申込みの際に、島根県が交付する「島根県パートナーシップ宣誓書受領カード」の提示を求める。

② 受付開始日

令和 5 年 (2023) 1 0 月 1 日から

※島根県パートナーシップ宣誓制度の施行日と同日

(2) 総合医療センターにおける面会等の対応について

患者又は同性パートナーが、「島根県パートナーシップ宣誓書受領カード」を提示し、同性パートナーをキーパーソンとして指定した場合は、家族と同様の面会・看取り、病状の説明等、親族と同様な取扱いとします。

2. 今後のサービス提供について

今後、関係各課で構成する庁内連絡会を立ち上げ、サービス内容を検討し、可能な限りサービスを提供していきます。